

## 第 2 2 回大阪市路上喫煙対策委員会

日時：平成 2 6 年 7 月 3 0 日

### 開会 午後 3 時 0 0 分

○事務局（北野課長代理） それでは、大変お待たせいたしました。定刻がまいりましたので、ただいまから第 2 2 回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

議題に入りますまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

初めに、ただいま御出席いただいております委員の皆様方は 5 名でございます。大阪市路上喫煙対策委員会規則第 3 条第 2 項の規定により、本会は成立しておりますことを御報告申し上げます。なお、大久保委員、田中委員におかれましては、本日所用のため御欠席されております。

ここで、傍聴の皆様方をお願いいたします。あらかじめ事務局から説明させていただきました傍聴要領に従い、お静かに傍聴していただきますよう御協力をよろしく願いいたします。

また、報道関係者の皆様には、あらかじめ事務局から御説明させていただきましたとおり、会議の進行の妨げにならないよう取材をお願いしたいと思います

なお、本日株式会社ジュピターテレコム社が山西委員長の許可を得まして、取材を行っておりますので、御報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、大阪市環境局事業部長の山本より御挨拶申し上げます。

○山本事業部長 大阪市環境局事業部長の山本でございます。第 2 2 回大阪市路上喫煙対策委員会の開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変御多忙の中、日程を調整いただきまして御参加いただきまして、本当にありがとうございます。また、後ほど御紹介もあ

ろうかと思えますけれども、都島区のほうからは田畑区長様も御参加いただいております。お忙しい中ありがとうございます。

本日の議題といたしましては、新たな路上喫煙禁止地区、都島区京橋地域の指定についてということで、御審議いただくわけでございますけれども、事務局のほうから先般、実施させていただきましたパブリック・コメントの結果でありますとか、また、喫煙所関係の資料等を御説明申し上げ、委員の皆様方に御審議賜るものでございます。新たな禁止地区の指定ということで、これまでにない局面を迎えるということで、さまざまな課題もあろうかと思えますけれども、どうか委員の皆様方、真摯なる御審議を賜りますよう、心からお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますけれども、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（北野課長代理）　　ここで、今回の諮問にかかわります都島区役所の御出席の方々を御紹介させていただきます。

田畑区長でございます。

○都島区田畑区長　　田畑でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（北野課長代理）　　小田まちづくり推進課長でございます。

○都島区小田課長　　小田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（北野課長代理）　　次に、お手元にお配りしております本日の資料の確認をさせていただきます。

初めに、本日の次第をお配りさせていただきます。次に、委員名簿と配席図をお配りさせていただいております。最後に、第22回大阪市路上喫煙対策委員会資料と記しました冊子を配付させていただいております。

資料等の漏れはございませんでしょうか。

ないようですので、それでは、これ以降の議題につきましては、山西委員長に進行をお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

○山西委員長　皆さん、こんにちは。委員長の山西でございます。委員の皆様におかれましては、本日の委員会どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速、議題である新たな「路上喫煙禁止地区」（都島区京橋地域）の指定について協議してまいります。

前回の議論を受けまして、事務局のほうで資料等を用意していただいておりますので、初めに事務局から資料の説明を受けた上で、協議を進めてまいりたいと思います。

事務局、どうか説明のほうよろしくお願いいたします。

○金箱課長　事務局を担当しております、環境局事業管理課長金箱でございます。

私のほうから、まず資料の1ページ以下、パブリック・コメントの結果報告と市民の声の状況というところを御説明させていただきます。

こちらの資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、26年5月30日から6月30日の間におきまして、パブリック・コメント意見募集を実施いたしました。募集結果でございますが、69件の意見がございました。男女別ですと、はっきり男性、女性とわかった方が男性45名、女性15名、不明が9名ということで、住所別につきましても市内の方が45名、不明の方を含めましてそれ以外の方が24名。年齢別も各年代の方、それぞれから意見をいただいたところでございます。

続きまして、2ページ以下がそれぞれの意見、それからそれに対します本市の考え方ということで資料をつくっております。

まず、(1)の禁止地区の指定につきましては、賛成の意見もある中、反対の意見もございます。それから、それ以外に禁止地区という形だけじゃなしに、もっとほかのことをという意見がございました。これに対しまして本市といたしましては、条例に制定したこの路上喫煙の問題というのは、マナーとかモラルとか、そういう点から考えていくというような考え方とかですね、今回都島区を新たな禁止地区にということにつきまして、今後もこういう委員会等ということもふれさせていただいてお

るところでございます。

続きまして3ページでございますが、禁止地区のエリアにつきまして御意見をいただきました。広過ぎるという意見や、それから城東区側のほうのエリアにも検討をという意見、それから、このエリアは要らないとかいうふうなさまざまな意見があったところでございます。これにつきまして、昨年25年6月の本委員会でいただいた答申の内容等を御説明するとともに、本委員会で審議を経た上で進めていきたいというふうな意見をまとめたところでございます。

続きまして4ページを見ていただきたいのですが、意見としてやっぱり中心というか、かなりの数に上った意見がこの3番目の喫煙所（喫煙設備）の設置についてでございます。当然、愛煙家というかたばこを吸われる方からの意見が多くここでは寄せられております。喫煙所を設けてほしいとか、喫煙スペースを考えた上でマナー、ルール、そういうことを進めていくべきじゃないかと。それから、たばこを吸う、そういうふうなことについても配慮をいただきたいというようなことの見解が中心であったと思われまます。

これに対しましても、そもそも25年6月に今回、禁止地区を新たに今後考えていくところの考え方、さらにそのときに留意点として、この禁止地区内の喫煙設備、これはできる限り禁止地区内、または禁止地区に近い場所に喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つそういうような場所を設けられたいというふうなことの提言も触れたところでございます。その上で、こういう形のものを対策委員会で十分に御議論いただいて、慎重に検討するという考え方をまとめたところでございます。

4番目は徴収体制、しっかりとやっているのかとか、罰金を徴収するならきちんとやっているのかということの見解もございました。

めくっていただきまして6ページでございますが、こういう禁止地区と別に、こういうふうな路上喫煙に関する普及啓発について力を入れるべきではないかという御意

見がございました。この路上喫煙対策委員会でもスタートした当初から、やはりこの条例に基づく禁止地区だけではなく、こういうふうな市民や事業者みずからが活動によって喫煙者のマナーやモラルも向上させるというふうな、そういうようなことを必要というふうに考えておりますので、その点を触れておるところでございます。

それから6番目といたしまして、販売店とかたばこ税、これは当然たばこを吸われる方が大阪市に対して相当額の税金を納めていると。そういうことから一方的に禁止ということについてはどうかという意見が中心となっております。これにつきまして当然、その分の税収があるということは私どもも理解しておりますし、今回のこういう禁止地区の指定というのが直ちにたばこの全面禁止ということではなく、先ほどからの繰り返しですけれども、たばこを吸う方のマナー、モラルの向上とたばこを吸わない方の共存というか、そういったことを考えてということで意見をまとめるとともに、今回、このパブリック・コメント以外にもお電話等でお話、申し出があった方につきましては、そのような御説明を繰り返ししておるところでございます。

最後は8ページでございますが、その他ということで、いろんな意見がそれ以外にも出ております。まず、一番上のところでございますが、効果がわからないんじゃないかということにつきましては、今回、先の対策委員会でも概要ということで御説明したところでございますけれども、当初、条例をする前は喫煙率が2.1%あったところが0.2%、10分の1まで減少しているということから、一定の効果というのはあるというふうに考えておると。それから次に、今回の禁止地区内での状況とかそういうことについてはという意見がございました。この間の都島区さんでの取り組み、そういったことについて時間をかけていろいろ議論した中で、こういった形での状態がありますということに触れたところでございます。

それから、過料をもっと重くしたらということも意見としてございましたが、この1,000円という過料というのが高いか安いかわかるというのは、議論があると思いますけれども、他都市の政令都市とか他都市の状況を見ても、全国的にこの水準というの

が過料として多いというところをお答えさせていただいているところです。

以上、本当にちょっと概略的なこととなりますけれども、パブリック・コメントの意見とそれに対する本市の考え方というのは以上でございます。

続きまして9ページ、10ページでございますが、前回の対策委員会の場でもパブリック・コメント、今回も69件という貴重な意見をいただいたのですけれども、やはりそれだけではなかなか全体の意見というのを把握したということではちょっとどうかという御意見があったと思います。したがって、過去この条例が制定されてから私ども環境局に市民の声という大阪市の制度がございますが、そこにたばこに関する関係で寄せられた件数と、その中でどういった内容があるかということをもとめたものがこの2ページでございます。中身をそれぞれ詳細にはちょっと御説明できませんが、平成25年度、昨年1年間で申しますと、全体としてたばこに関する市民の声というのが114件ございました。その中で、現在の禁止地区における取り締まりを強化するとか、それから、他の地区にも禁止地区を拡大してくれということが延べ96件ぐらいございました。それ以外にも下のところにたばこのマナーとか受動喫煙、それからポイ捨てとか、これは市民の声ですので、主にたばこを吸わない方からのお話を中心にはなろうかと思っておりますけれども、そういったことを声がある中で、やはり禁止地区というところについての意見というのが相当数あったということがこの9ページで言えるのかなと。

10ページにつきましては、そういった中でも喫煙場所、灰皿というのをやっぱりたばこを吸う側からも必要ではないかという意見が寄せられておるところでございます。10ページの中で、やはり詳細な部分はございませんけれども、この禁止地区の指定ということでは、たばこを吸わない方からは、やっぱり市内全域というかなりの意見が年々ふえておるとい状況にはあるということとは言えると思います。

パブリック・コメント、それからこの間に寄せられた市民の声の内容ということで、私のほうからは簡単ですけれども、以上、報告させていただきまして、続きまして、あ

と都島区さんのほうから喫煙場所の設置の検討資料につきまして報告させていただきます。

○都島区小田課長 お時間を頂戴しましてありがとうございます。都島区役所の小田でございます。

先だってもお話はさせていただきましたが、11ページをお開けいただけたらと思います。今回、指定を検討しておりますというか、お願いしておりますところのエリアの周り、中をちょっとずっとうちのほうが実際に歩きながら現場検証と言うか、現場確認をさせていただいております。どこやったら吸えるかなという言い方はおかしいんですけども、一定歩行者の方にたばこの煙がかからないところで、設置物自体が通行障害とならずに、喫煙者の滞留が通行障害にならない、それから、一定やっぱりマナーよく吸っているというのが見えるような、PR効果が一定要るだろうなというところ、それに通行の密集地ではない、なおかつ喫煙者の方、非喫煙者の方、双方がここならなというような場所がないかなというようなことで、一度、私どものほうも現場をずっとふだんから見てはおりますけども、改めて目を変えて見てみようということで、現場の実査をさせていただきました。

京橋の環状線の西側、1号線の南側、それから、京橋の交番の筋からダイエーさんからの北側のルートになるんですけども、右の方から、1号線のちょうど環状線と1号線の交わる東北の角地になりますが、ここ一帯は駐輪場がありまして、歩道も非常に狭いという状況で、その下の横は交差点の中で分離帯があるんですけども、非常に管理地になってて、分離帯で難しい場所やなというふうに思っておりますし、ちょうど横断歩道の真横になってますので、通行の非常に多い所なんです。ここもちょっとしんどいかなと思ってます。

その下に広場ですね、一般的に広場と呼ばれてますけども、一応、道路管理地になってます。ここにつきましては、非常に京阪のガード下からJRからの降り口のところで、今、滞留の喫煙が非常に多いということでいろいろと苦情やらもいただいております。

るところで、実際に座りたばことか飲食も含めて非常に滞留の多いところにはなっており、日赤さんの献血とか、商店街さんのイベントとか、あと、なおかつここにラック式の駐輪場ができています。200台ほどできておりますので、その辺の関係で人の流れが非常に多い所やということで、やっぱりこれだけ人の流れの多いところで喫煙というのはどうなんやろなど。実際に今、ここで非常に大きく、一番大きな問題になっている場所ではあるので、そこを10メートル動かしたからええのかどうかみたいな話になってしまうわなみたいな思いは持っております。

南側ダイエーさんに上がっていく通路の階段の横手のところに少し、見ていただいた写真のような形で通路の横があるんですけども、ここも非常に連絡の乗りかえで人がいっぱいおって、煙をもんもんさせるとやっぱり同じ状態になってしまうわなみたいな思いで見えております。

その上の歩道につきましては、下が道路と歩道になっているところと、商店街、ダイエーさんに抜ける道、それからJRさんへの乗りかえ口という状況になっておりますので、ここも人の通行量から考えるとしんどいなというふうに見ております。

他にないかなと思いつつ、それを西側に行きまして、プロムナードとか安全帯の部分スペースがないかなと思っておりますが、交差点内とかいうことになってきて、ここもちょっと警察さんの問題も出てきますので、なかなか難しいと。幅員の幅の広い道路がないかなと思つて見えておりますが、京橋は路上喫煙だけじゃなくて自転車の問題もたくさんありました。その中で幅員幅のある歩道につきまして今、駐輪場を一生懸命設置しているという状況が逆にあります。設置できる場所は協議をして設置させていただいて、あとは商店の入り口とかビルの出入り口の進入路になっているところなんかは全部空いてますので、そういうところに滞留できる場所をつくるわけにもいかんというところなんです。

それと真ん中の京橋公園のところにつきましては、やっぱり商業施設が真ん中に抜けております。非常にごみが多くて滞留されてというようなことで、地元の商店街さ

んも言われておるところなので、なかなか地元からの御理解が得られにくいかなというふうに考えております。

あともう一つのところが京橋から西側のところに、ここ民地なんですけども、大阪市の管理外なんですけど、一応そこにコンビニがありまして、そこに灰皿設置がされておってそこで吸われているというところで、本来的にここについてうちがエリア指定したときに、禁止地区になりましたので済みませんけどもちょっと御協力願えませんかと言いに行かなあかんとところなんかもしれんなというふうには思っております。そんな中で御協力いただけるいただけんは、あくまでも地権者さんの御判断になりますので、そのところはどのようなふうになるのかということは、これからの課題かなというふうには考えております。

それと次めくっていただきまして、横浜の裁判の話もございましたので、啓発するには相当の労力をかける必要があるなというふうに考えております。看板とシートをたくさん張りたいなというふうに考えまして、警察から道路管理者等との調整をしながら、まず、この1枚目、看板の設置なんですけども、実際には大看板、小看板、それから壁面の看板、壁面看板というのはシールですね、を張らせていただくというふうに考えております。

看板を設置するに当たって、申請先の機関等の調整の中で許可がとれるところというところの範囲で、本当はもっと出しに行ったんですけど、これぐらいしか許可が出ないと。交差点とか曲がり角とか、要は角っこのところにつきましては警察さんのほうもやっぱり道路視野の、視界を妨げると、安全確保ができへんということがありまして、なかなか難しいところがございました。その中でまず、一番目がちょうど1号線の出かけるところ。それから2番目が広場、3番目も広場、3番目のところが今、多分一番ひどい状況になっているかなというふうに思いました。4番目が駐輪場のところ。5番目がちょうど一番端のところで、ここが小看板にする予定です。一応、駐輪場ができ上がる予定地になってますので、大看板をつけられませんので、ここは小

看板になるかなと思ってます。6番目はコムズガーデンの入り口2つで、8番目がこれ京阪電車さんの高架の下のセメントの壁面がございまして、そこに大きいのをシート状で張らせていただこうかなというのが8番と9番でございまして。ちなみに大看板につきましては、1, 200×900ですね。小看板が700×500。それから壁面のシートが1, 200×900の大きさの予定をさせていただいております。

1枚めくっていただきまして、シートの設置箇所なんでございまして、トータルで54枚張らせていただこうかなというふうに思っております。国道1号線関係で5枚、それから、京橋公園の中に12枚、それから、大阪市の所有しております、管理しております市道、そこに37枚。トータルで54枚というような形で。これももう少し張りに行きたくて申請の調整をさせていただきましたが、なかなか許可が出ずに、許可が出る範囲のぎりぎりのところと、警察さんとの協議の中で目一杯頑張った数字の数がこうなっているというところでございまして。

あと、看板のイメージですけども、その14ページに記載させていただいておりますが、看板につきましては先ほどのシート状の物以外は、路面の植栽部分に野立て方式で看板を設置させていただきますので、多分、この上のような形のイメージになるかなというふうに思っております。シートにつきましては、下にありますように多言語表示をした上で、450×900というサイズで路面に直に張りつけていくというような形を考えておるところでございまして。

喫煙所を今現行のものにつきましても、その次の15ページに御堂筋の堂島の大江橋とマルイの前のところの写真を付けさせていただいておりますが、多分、喫煙所を設置するとなると、こういう形のものということになるのかなというイメージではありますので、こういうものをつくるとしたら、どこにつくれるかなというようにところで歩いたのが先ほどお話しさせていただきましたところで、なかなかつくれるとしたらどこにつくれるやろという形を見て回った限りで、なかなかうまいこといかへんなというのが今の現状でございまして。これが非常に課題やなというふうには考えておるところ

ろでございます。

以上です。

○金箱課長　もう一度私のほうから資料の16ページ、17ページにつきましてちょっと触れさせていただきます。今、小田課長のほうからありましたように、横浜市でたばこの関係で過料を取ったところ、取られた方から裁判に訴えられたという案件がございます。第1審の地方裁判所では、横浜市のほうの過料処分はだめですよということの判決が出たんですけれども、今回、東京高等裁判所に控訴審がありまして、判決では横浜市側の勝訴となりました。過料を徴収してもこのケースについてはよいと。ただし、上から16ページの4行目ですけれども、過料処分に故意または過失は必要ですということの判決が主文としてあります。その上で、過失があったかなかったかということで判断されたというふうに。これ16ページ、17ページは横浜市のほうが作成した物をいただいたものなんですけれども、そういったことを概要としてお話しさせていただくという程度で、時間もございませんので、そういった形にさせていただきたい。その上で先ほど看板とか路面シールについて、都島区さんのほうでできる限りの検討をいただいたということで御説明とさせていただきます。

以上でございます。

○山西委員長　どうもありがとうございました。

続いて、質疑応答にまいりたいと思いますが、その前に、きょう欠席されております田中委員より御意見のほうが出ておりますので、御紹介させていただきます。

まず、『路上喫煙禁止地区の指定、それは指定するだけではなくて、それと同時に周辺地域の美化活動やまちづくりに対する気運というものを高めるために、例えば、既に行っておりますたばこ市民マナー向上エリア制度など、市が協働してしていること、市民と協働してやっていますよということを明確にすべきであると考えます。喫煙マナーというのは禁止地区を指定したからといって向上するとは限りません。しかし同時に、地域で環境改善活動の展開をする市民の支えがあることを地域外の市民に対

しても認知、理解してもらうことが必要であると考えています。』と御意見をいただいておりますので、まず、紹介させていただきます。

その上で、本日の説明のありました内容等につきまして、御意見または御質問ございますでしょうか。委員の皆様いかがでしょうか。

清見委員。

○清見委員　大阪南部たばこ商業組合副理事長の清見と申します。こういう委員会ではちょっとつらい立場ですけども、あえてちょっとお話をさせていただきます。

御説明をちょっと聞いてますと、喫煙所をつくらない理由をお話されているような印象を受けまして、特に全ての候補地が全部だめというのは、常識的に考えて不自然で、若干違和感も感じています。委員の皆さんはどう思われるかはわからないんですけども。それで、前回の委員会の答申では、『喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ喫煙所を設けられたい。』と明記されており、今回の委員会の議論の前提であるはずですよ。個人的には大阪市がマナーを向上させて、いろんなところがきれいになって、路上喫煙もなくなるというのはもう非常に私は大賛成なんですけども、我々業界としても特に禁止地区を反対しているわけではなくて、禁止地区を設定するときには、やっぱり喫煙者に禁止地区を周知させれるような場所に喫煙所を設けていただきたいというのが我々団体の希望です。それを踏まえまして、これから5点ほど事務局の御説明における、ちょっと納得できない部分を答えていただきたいなと思います。

1点目はパブリック・コメントの回答文なんですけども、4ページに市の回答文の末尾に、『喫煙設備を設置すべきか否かの問題は、大阪市路上喫煙対策委員会で十分議論いただいた上で、慎重に検討する必要があると考えています。』と記載されています。しかしながら、今回の委員会の役割は、喫煙所を設置すべきかどうかを議論するのではなくて、前回の答申で委員の方が決めていただきましたどこに、いつ、どのような内容で設置するのかという、設置すべきかを議論すべきだと思っておりまして、

前回の答申内容を無視したような感じはちょっと困るのかなと思っています。

あと、同じく4ページ目の市の回答文で、先ほどの箇所の少し下のところに『道路、敷地の管理者が設置した喫煙場所のある場所での喫煙は規制の対象外です。』という文章があるんですけど、これちょっと怖いかなと思っています、敷地の管理者って私有地ですよ。私有地に今後規制をかけていくのかという表現にとられかねないので、敷地の管理者というのはやっぱり外したほうがいいんじゃないかなと思っています。道路管理者が設置した喫煙設備のある場所や、敷地内での喫煙は規制の対象外ですという表現のほうが多分、誤解を生まないのかなと思っています。

次に2点目なんですけども、副流煙被害が明らかとおっしゃってますけども、副流煙被害が大きい場所との表現が出てきてますけども、これは前回そんなに委員会ではお話されてなくて、いわゆる受動喫煙の健康被害をおっしゃっているのであれば、国もWHOも明確な科学的な根拠がないために、屋外の受動喫煙に関しては健康被害が明らかというようなことは言ってないんですよ、方向性としては。まず、国のほうでも健康増進法の25条で、受動喫煙を室内またはこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること、と屋内を定義にしているんです。これを理由に喫煙場所云々と話をされるのはちょっと乱暴かなと。あと、WHOにおいては、たばこ規制枠組条約の8条、たばこの煙にさらされることからの保護において、これも同じ対象を屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所として、WHOでも屋外は規制の対象外なんです。大阪市にしまして、どういった事実で副流煙被害が明らかとおっしゃっているのかというのが全くわからないのと、ほかの高島屋や大江橋の喫煙所は副流煙被害はないと判断されているのかというのが非常にわからないところで、僕も業界の代表なので、ここはきちり説明してもらわないと持って帰れないというような状態です。

あと、3点目なんですけれども、吸い殻ごみの被害が大きいという表現がありますがけれども、もともと喫煙場所というのは京橋のアルミ缶があって、吸い殻ぼんぼん捨

てられてたり、路上に捨てられている吸い殻を減らすための解決策の一つとして喫煙場所というのがあるわけで、吸い殻ごみの被害が大きいことが喫煙場所ができない理由にはなりませんよね。あと、しつこいようなんですけども、新たな禁止地区の設定に当たっては、喫煙場を設けられたいと言っているのも、これもあまり前回の答申内容と委員さんの意見を無視されているのかなと。

あと、次に済みません、4点目なんですけども、通行量が多い場所で危険とありますけども、元来PR効果の高い場所につくると明言されている中で、PR効果が高いというところは通行量が多いところが最適なんですよね。危険となるかならないかというのは、施設、設備の内容で検討されるべきところで、これは大阪市さん全体で考えていただくべきお仕事なんじゃないかなと思ってます。

最後に5点目なんですけども、地元の理解が得られないという表現が出てきてますけども、一体地元の定義をどうされているのかなという。いわゆる施設の所有者、管理者なのか、施設の利用者、周辺住民、都島区民なのか、一体どの方を指されているのかまずわからないのと、あと、前回の委員会と今回の委員会の期間に地元との協議とか理解を重ねた上で喫煙場所を考えていただいているのか、ただ単に感覚で地元の理解を得られそうにないとおっしゃっているのかが非常にわからないので。こういう説明しにくい理由で喫煙場所に適することがないという判断をされると、ちょっと業界としては厳しいですし、前回の答申でうちの理事長が出てたんですけども、そちらの方たちに対してもちょっと申しわけないということで、以上の問題点で解決策というか疑問点をちょっと説明していただいた上で、この委員会で喫煙場所をどうするかという議論をしていただきたいなと思います。

以上です。

○山西委員長　　どうも清見委員ありがとうございます。大変重要な問題提起だというふうに思います。市のほうから答えていただく前に、こういう問題提起があった、5点の問題提起があったということを前提にして、委員の間でさらに追加でこういう

点はどうなのか、また、私はこう思っているとかいう意見がありましたら、まず、御意見、御質問をお願いできますでしょうか。

藪根委員、どうぞ。

○藪根委員　私も前回の会議で、喫煙所の設置というのは、設置するということが前提だということで理解して本日もこの会にまいりました。やはり、清見委員の言われているとおり、本日御説明いただいた資料の中では、かなり副流煙の問題が大きいというような内容があって、設置場所を設けるのが難しいというような私も受けとめ方だったんですけれども、例えば、この資料に記載していただいている15ページの喫煙所の写真なんですけれども、全部オープンスペースになっているようなんですけれども、これを例えばボックス型の建物に変えて設置するというようなことはお考えにないのかどうかというのをちょっとお聞きしたいです。

それと、例えば喫煙所を設置した場合に、どれぐらいの利用数があるかというのが、大体ちょっと検討されているようでしたら、その点も教えてください。

あともう1点済みません。看板の設置なんですけれども、12ページの予定箇所を拝見すると、これではちょっとPRするには数が少ないのではないかなという印象を受けるので、皆様方の御意見をお聞かせください。

以上です。

○山西委員長　藪根委員、ありがとうございました。

ほかに御意見ありますか。吉田委員、どうぞ。

○吉田委員　先ほど来、前回までの諮問委員会の御議論をという御意見の中で、実はこのメンバーの中で前回の委員会に参画しておりました者といたしまして、申し上げさせていただきますと、確かに諮問委員会のメンバーは変わっております。それとともに時代と時も流れて変わるわけですから、全く同じことをそのまま踏襲せよということは言い過ぎだと思います。ただ、議論の継続性ということも大事でございまして、その点鑑みまして、今回、書類が集められましたパブリック・コメントですね、

もともと前回、私、もう少し集められるべきじゃないのかなと思いましたが、結果69件。まずこれをどう見られてるのかです。これまず、いろんな意見があっただけで、定量的なデータは何も出ておりませんよね。仮に禁止地区に賛否で何件が賛成やったのか、何件が反対だったのか、明確にわからないまでもおおむねどういうふうはこのパブリック・コメントの結果を市御当局としては判断されたのか、それは後ほど聞かせていただきたいんですけども、そもそも69件という数字で、それをおっしゃられることにも無理があるとは思うんですけども、あえて言うなれば、この中でもどう思われているのかと。その観点を見ますと、私が読んだ限りにおいては、その前回の諮問委員会の結論を覆すだけの論拠は見当たらないなというような印象を持っております。その辺市御当局の感触も考えていただきたい。ということは、やはり前回の答申はある程度、踏襲せざるを得ないんじゃないかなと、それほど環境変化があって、全面的に喫煙設備を設けないまでも、の取り扱いというのはちょっと不適當ではないかなという印象を持っております。

先ほど、藪根委員も申されましたとおり、市のほうで現場でいろいろ検証されたようでございますが、これはできない理由を上げていくと、いろいろ何とでも言えるわけで、ある程度つくらないといけないんじゃないかなという観点だった場合、いろんなやり方、知恵、工夫があろうかと思うんです。そういったことがやっぱり考えもって合せるならば、全て全面禁止で喫煙場所も設けないというふうに流れることもないんじゃないかなと。もちろん技術的な課題はあろうかと思えます。経費的なコストの問題もあろうかと思えます。その辺はいろんな業界の方々ですとか、関係者の知恵もお借りする必要もあるんじゃないかなと。行政の方が見られたらそら無理でしょうという結論にならざるを得ないのかよくわからないんですけども、その辺はどういうスタンスでこの問題を解決するかという、よって立つべきことによってちょっと若干、方向性も変わってくるのかなという気はいたしております。

以上です。

○山西委員長　ありがとうございます。あと、ございますでしょうか。

後藤委員、いかがですか。何か御意見ございますか。

○後藤委員　皆さんと同じことなんですけども、先日、男女共同参画で京橋の北口でちょっと立ったことがあるんです。そのときにやっぱり灰皿のちょっとした缶が置いて、何か景観が悪かったんです。そやから、たばこばかりがあれですから、みんなのマナーも大事やと思いますので、ただここですったらいかんということもできないかと思います、やっぱりどこかにそういう場所もつくっていただかないと。私も全然こちらのほうはわかりませんが、ほぼ梅田のほうに近いんですけども、御堂筋のあそこはきれいになっておりますけども、一歩中へ入ればやっぱり隅に捨てたりはしますので、以前のようにたくさんはないんですけども、京橋は一番にそれが目につきましたんですけども、やっぱりちょっと何か設置していただきたらと思いますけど。

○山西委員長　ありがとうございます。今、各委員の方々から出されました問題点の指摘だとか御意見に対して事務局のほうから、また、都島区のほうから何かありましたらお願いいたします。

○金箱課長　それでは、私、金箱のほうからお答えさせていただく部分、まず、清見委員と吉田委員からのお話があったところを合わせてみたいな形になろうかと思えますけれども、ちょっと御説明させていただきたいと思えます。

まず、パブリック・コメントの件数につきまして69件というのは、確かに吉田委員のおっしゃるとおり多いか少ないかでいうと、決して多いとは思っておりません。前回の委員会の場でもいろいろ御提案というか、いろんな形のことをいただきまして、できること、例えば京橋に行って、そういう行為を数えとかいうこともできるのであればやろうと思ったんですけども、結果として、それはそこまでちょっとできなかったという点があって、このパブリック・コメントの件数になっておるといところはそういうこと。

あともう1点、喫煙所の設置について、この4ページの書きぶりですけども、清見

委員から御指摘のあった、要はまず、どこに、いつ、どのように設置すべきかというところまで市の考え方を書いてないというところにつきましてでございますけども、それとあと、ここで喫煙設備を設置すべきか否かの問題は、慎重に検討する必要があります。議論をいただいた上でということでございますけども、私どもというか、この事務局として、まず、前回のこの喫煙場所について、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ喫煙所を設けられたいということで、決してなくていいという前提で何事も書いておりません。ただ、私どもとしてはそういう前提から、この京橋地区においてどういったことが限度か。例えば、こういう議論の上で、再度いろんな点を確認するとか、そういうことの上で考えていくべきかなと。したがって、ここの場で必ず禁止地区について設置するとも設置しないとも書けないということで、こういう書きっぷりをいたしました。その点が清見委員から不十分という御指摘やったと思いますけれども、本音としては決してなくてもいいとは思ってませんし、できるのかと。ただ、都島区さんとも私どもも歩きました結果、なかなか直ちに行政としてここでできるということが難しかったというところから再度この委員会で意見をいただこうということで、今回資料をつくっております。

それから上の敷地の管理者が設置したというところについては、規制の対象外ですという書きっぷりですけども、この京橋地区も民地というか飲食店がかなり多いところで、そこに灰皿を置いてる部分があります。そういったところにつきましては、今回例えば、こういう禁止地区の対象としても直ちにどけなさいとかいうことはできないと考えておりますし、それはもう事実できないことになります。従いまして、道路管理者だけでなく、敷地の管理者、例えば食堂とか、一杯飲み屋さん、そういったところが置いている灰皿についてはそのまま行くしかないなということをやっと書きたかったというのがこの部分でございますので、一応、それは清見委員からはちょっと誤解を招く表現じゃないかという点、ちょっと文章的に推敲が足りなかったのかなと思う点は、考え直さなあかんという反省点でございます。

それから、吉田委員からも前回の答申、平成19年の答申からその後、いろいろと大きく変化するだけのものはないという御指摘ですけれども、事務局としても決して喫煙所が不要ということで何もスタートしようとは思ってません。ただ、現実問題として、いろいろ難しいところを事実確認したことを資料としてお出しした上で、その上で再度この委員会で、そうしたらそういうことは条件があるけれども、例えばこの場所で作ってみたらどうかという具体的な意見もいただければ、それでいただくこともありましようし、また、そうじゃなしに、先ほど清見委員から例えば、こういう検討をして、この時期に再度という御意見かなと私は受けとめたんですけれども、そういうことも含めて、委員会からの答申の中で今回はこういう条件があるけれども、こういうことを確認した上で再度検討とか、そういうようなことを含めて、委員会で意見をいただければということで、今回資料をお出しした次第で。決して、初めから喫煙所不要と、そういう結論でこれをつくっておるということではないということだけ御理解いただきたいと思います。

一応、喫煙所の考え方、それからパブコメについては、私どものほうからお答えさせていただくとともに、例えば藪根委員さんが看板の設置予定数が少ないと。看板とかそれから路面シールと、これは当然、道路とか交通の管理者、そこに許可をいただかないといけないので、数を多く張ることについては、当然横浜の裁判の例もございしますので、それはもう委員の御指摘のとおりなんですけれども、なかなかこれだけに関して、警察、道路管理者はこれ以外にも当然、いろんな意味で道路を利用させてくれとか、道路に掲示物をという話がある中、なかなかガードが固いと言いますか、許可がおりないという状況の中で、都島区さんのほうでいろいろ各部調整いただいて、今回の資料になったということなので、今後もその点を環境局と都島区役所で、確認はいたしますけれども、そういうことでちょっと今、現在の数になっておる。

それともう1点、今の形の喫煙所じゃなしに、ドーム型とかいろんな形にしたらどうかという点も御質問であったかと思いますが、これも私ども大阪市だけやなしに、

京都市、神戸市、堺市、既に路上喫煙の禁止地区を持っているところで共通の課題でございます。なかなかやっぱり道路に構築物というか、屋根をつけるそういうふうなものは道路として決して許可が出ないという大前提、これは行政の壁ということがございますので、なかなかそういった形のいわゆる壁とか屋根のあるものについては許可がされないという形で、現在の大江橋とか難波のところのように灰皿と、それからそこにパーテーション的なことで周知と、それから煙が少しでも横に流れず上に行くような形を何とか工夫して、道路管理者、警察と協議しているというのが実態でございますので、その点済みませんけども、決してドーム型が要らないとかいうことじゃなしに、設置できるのであれば、おっしゃる点がやっぱり副流煙の問題とか、それから、たむろする、そういったことについて効果があるという点、認識しておりますので、ちょっと考えてこれから許可を得られるかどうかはわかりませんが、その点はできるのであれば進めてまいりたいと思いますけども、現状はいろんな関係で、壁にぶつかっておるということを説明させていただきます。

あとちょっと補足。

○都島区小田課長 貴重な御意見ありがとうございます。多分、副流煙の話のところは清見委員さんがおっしゃったかと思うんですけども、僕もたばこを吸います。一般的に言われてる話として、たばこの煙があかんということはもう皆さんの認識の範囲やと思っておりますので、たばこの煙が健康被害を起こすという原因の一つであるということに関しては、そんなに大きな意見の差はないかと思うので、ということはやっぱりたばこの煙を吸わない状況が一番ええなというのが一つ思いがあるというところはございます。それでもって副流煙云々かんぬんというお話に少し話が大きくなってしまいましたけども、要は、煙を吸わないでも済むんなら吸わない環境がいいやろなという思いがございます。ですから、本当のことを言いますと、藪根さんもおっしゃったように、完全密閉型で中に空気洗浄機をきちんとつけて、中にフィルターがあって、外にきれいな空気だけを出してしもてフィルターだけきれいにしてしまうと

というようなそういう設備がきちんとどこかにできれば、それが一番やと思ってます。それをつくろうと思うと、コストの問題も確かにあります。維持管理の問題とか、大きなこれは先ほど金箱さんが言わはったように、この場所自体が大阪市が持っている土地の中でほとんどが道路やというところがございしますので、そこが非常に大きな壁になっているというのも実態です。

私も箱物をつくれんかなと思いましたが、箱物をつくりに行きますとやっぱり1年とかそこらではなかなか設置までは行かないという状況がございします。検討課題ではあるかと思ってます。本当に一番いいのは、大江橋とかミナミの難波の高島屋の前のようなああいう屋外型ではなくて、完全密閉型のコンテナみたいなところにきちんと入って、中で空気がきれいになって吸い込んでもらえるようなものがあるのが一番やと思ってます。もしくは、煙にさらされないで済むような環境になるのがそれがやっぱり一番かなという思いで話をさせてもらったところでございします。

ただ、区役所としてもそうですし、環境局としてもそうなんですけども、たばこを吸えるところがどこやろみたいな見方では見てきたつもりなんです。いろんなところでお叱りも受けながらやっているところですので、その中でこの間、区内のたばこ商さんの方がお知り合いの方もいらしたんで、お越しになりましてお話をさせてもうてたんですけども、灰皿を何とか置けるようなところがないかという話もしていただいた中で、そうなんですというような話もさせてもらいながら、この中で実際に道路の歩道部分というのはやっぱりしんどいと思う。2メートルとか3メートルの歩道にそういうもので物をつくるとか、そういうたまりをつくるというのはちょっとしんどいなというふうには思ってます。それが広い場所ということになってくると、一定限られてくるかなというふうには思いながら見たつもりでございします。公園自体が公園の理由というものもあったりしますから、その中で先ほど申しましたように、つくらないとかより課題やというふうには認識していると申し上げた、あえてそういうふうには認識しているので申し上げたつもりでございします。ですから、追検討もしていかない

かんやろし、実際に今もどこかにつくれるか、もしくはここまで言っているのかどうかちょっとあれなんですけど、吸い殻を捨てに来るところにならないような喫煙所みたいなものが本当は一番ええんやろなというふうに思ったりします。

ここに灰皿が置いてあるから、そこにみんなが吸い殻を捨てに来るごみ捨て場所になるという喫煙所はやっぱりよくないやろなというふうに思ってます。これはごみがふえるということもそうですし、それはわざわざ目的外利用みたいな形の灰皿になってしまうのもよくないやろなというふうに思ってます。そういうことをやっぱりクリアした上で、たばこを吸う人も吸わない人も吸うてる姿を見てマナーよく吸ってはるなということが啓発できるというのか、見た感じでそういう分煙をし、健康のことを考えながら、吸う人と吸わない人のことも考え、きちんとマナーを守って吸っているというそういうところが整備をしていくというのが本筋やと思ってます。ですから、是々非々ということでもないんですけども、そういう形できちんと吸っている姿がPRできるというか、吸っていることでマナーがええんやという状況をつくりたいなというふうには思ってます。その上で、どこでできるかなということを考えていくと、なかなか今のところうまいところは見つかりにくかったかなというところで、ただ、これは先ほど申しましたように、検討の課題やというふうに認識していると申し上げたのが、そういうところやというふうに御理解を賜ればなというふうに思っております。

それと、地元のお話なんですけども、このお話は去年度、24年度の終わりぐらいから25年度、前回もお話させていただきましたが、京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会というのを19年から立ち上げて、いろんな活動をしているというお話は前回させていただいたんですけど、その中で、駐輪場が一定整備できてきて、少しましになってきたかな、きれいに通行できるようになってきたかなというようなところから順番な課題の中で、たばこの問題を解決していかないと、これは実際には地元さんで啓発してたらわかるんですけども、客引きのお兄ちゃんとかお姉ちゃんとかから黒

服さんとかが京橋結構いてはります。そんな方々がやっぱりあちこちでたばこを吸うてはるんです。吸いながらやってはるんです。そんなんがすごく増えてきたということもあったりします。客引き条例も大阪市が施行されましたけれども、実際に風営法の適用とは違うところの整備になっていますから、そんな問題なんかも増えてきた中で、滞留してその通勤の乗りかえのところでたばこを吸ったりするみたいなことがやっぱり習慣づけになってしまったような経過の中で、循環が悪くなってきたみたいなのところがあったというようなのところがありますので、吸い殻が増えてるから喫煙禁煙にするとかということじゃなくて、そういう町の中で路上でたばこを吸う人がいっぱい増えてきたという状況があって、環境が悪化してきたなという思いがあって、25年度に協議会の中でどうしようかなというお話が出てきて、ちょうど区の中でいろんな思いを集約できて、地域の要望もあって、まとめられるんやったら区として手を挙げてもいいよという制度になりましたから、その中でじゃ、手を挙げましょかという話をさせてもらったところ、皆さんがそうしようという話になって、これもエリアの場所の問題で右往左往してました。ここ入れる、ここ入れへんとかいう話もありました。分かりやすいところでしていかなあかんというようなことを25年度に論議させていただいて、じゃあ、26年度に手を挙げて、対策に取り組んでいこかみたいな話は京橋の協議会の中で詰めていったという経過がございます。

その中には前回も申し上げましたとおり、地元の商店街さんと地元の住民さんの地域振興会さんですね。それから、JR、京阪、地権者さん、その辺が全部入っておられて、地下街さんも入っておられた状況の中に行政機関も入って、一緒に検討してきたところがございますので、実際にパブリック・コメントは大阪市さんのほうで、環境局さんでやってもらってという経過がありますけども、京橋のそのエリアを含む地域の人たちでつくっているまちづくりの協議会の中で、やっぱりこういうことをしようという気運になったという経過が19年からの活動の中で、いろんな問題を解決する一つの問題として出てきたというところで御理解賜ればなというふうに思っ

おります。

あと、後藤さんがおっしゃいました缶々が置いてあるというお話は多分、京阪とJRの乗りかえ口のところの植栽の角っこに、小さい一斗缶の。

○後藤委員　　ごみも一緒に。

○清見委員　　アルミの石油を入れるやつ切ったようなやつ。

○都島区小田課長　　あれは前のやつですわ。あれ地べたに置いてあったやつで、今は植栽の縁石のところにちょうどおかきの缶々みたいなやつが、四角いやつが置いてあるんです。あれはもともとはなかったんです。その前は、石油の油の缶々、あれが2つ置いてありました。それもなかったんですけど、もともと地元の方があそこをほぼ掃除しはります。その掃除しはる中で、きりがないということになって、たばこを吸う人はあっちこっちで吸うてポイポイ放りよるということがあって、もうきりがなから、それやったらほかす場所を決めようっていうて置きはった経過が過去にありました。それがあそこでたばこを吸う習慣づけになってきた経過があって、市民の声でもいっぱい言われたので、一回撤去したんです。やっぱりここでたばこを吸うたら煙がいっぱい出て、通行しはる人も危ないしいうようなことで撤去したんですけど、そしたらまた、清掃しはる人が置きはってというようなことで、どうしてもやっぱり掃除する側からすると、固まって置いてあるほうが掃除しやすいということがあったりするんですけど、そんな経過の中で今、あれが1個だけ置いてあるような状況です。

そんな中なので、やっぱり啓発も含めてきちんとやっていかないかんと思ってますし、この間、たばこ商さんともお話しさせてもうた中で、秋以降、いろんなことでこの活動を進めていく中で、京橋の協議会で啓発活動をする時は、たばこ商さんも一緒に来ていただいて、一緒に啓発活動をしましょうねというような話を御提案させていただいて、一緒にするというようなことでお話もいただいた経過もありますし、たばこ商さん自体もここを禁煙にするということに関しては、自分らはそんなん思っていないけど、ただ、いろんな状況があるから、この辺はどっちの立場も踏まえて公平性

とやっぱりバランス感覚みたいなものの中で、うちもやっていこうとは思ってますというお話はさせてもうたところです。ただ、そのバランス感覚をとるにしても、全くの50:50のバランスになるかという、いろんな条件の中でどっちかに傾くことはやっぱり多少はあるかとは思いますが。だから、その傾き加減みたいなものとかというのは、やっぱり調整させていただかないかんのかなと思うし、その御意見は委員会のほうから私もいただいたら、真摯に対応できるものは対応していかないかんやろし、物理的にできないことをしろというふうにはおっしゃらないとは思いますが、その辺は検討としてやっていかないかんことかなと思ってます。

ただ、先ほど申しましたごみを捨てに来るような吸い殻を置くような形で、いろんなことをするというのは本意ではないなとは思ってますので、その辺のアイデアみたいなものとか、手法みたいなものというのは検討していかないかんかなと思って、ちょっと頭の中にありますけど、この場でお話するにはちょっと早いので、ちょっと申し上げにくいので、ちょっと含みおきいただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○山西委員長　ありがとうございます。恐らく、この問題につきましては、さまざまな意見が尽きないというふうに考えてます。我々委員会のほうではどうすべきか、ここの京橋地区を指定するに当たって、どういうことをすべきかということを意見としてまとめる必要があるかと思っておりますので、ただ、現地を見ないで抽象論でこうすべき、ああすべきと委員会で言っても余り意味がないかと思っておりますので、次回の委員会までの間に一度ぜひ委員長の提案として、可能な委員で集まっていただいて、現地を見ながら、ここにこんなんつくったらどうやろうかというふうなざっくりばらんな意見を交換し合えた上で、次回の委員会にというふうにできればなと思ってるんですけども、そういう進め方も含めて、何か御意見ございますでしょうか。

○清見委員　進め方というか、僕ちょっと見てきまして。環境局さんのほうで地図に入れていただいていますこの右のJR京橋駅出たところで、一番大きなコメントを書

いていただいているところがありますよね。ここが多分、一番ベストなのかなという、今喫煙者が最も多くいらっしゃるところで、本来禁止地区を設定するのを誰に周知しないといけないかと。喫煙者が一番いてはるところにやっぱり、喫煙場所を設置できないかと思って見てきたんですけども。場所がないとおっしゃいますけども、花時計の北側辺りありますよね、あの辺のスペースがあれば、喫煙場所は十分可能なんじゃないかなと。イメージされている喫煙場所がどれぐらいの規模なのかわからないですけども、大体3メートル×5メートルぐらいであれば十分よくありますよね、喫煙場所として。本来ならもっとスペースをとれば大きなのがつくれるとは思いますが。僕が地元こだわったのは、ここのコメントで地元の理解が得られないというのは、ここも絶対だめっていう話になっているのか、交渉としては。

○都島区小田課長　京橋の協議会の中では、喫煙所の話も出たんですけど、基本的に賛否両論はあるんです。それは皆さんいろんな人がいてはりますから、どっちのほうにつくる、つくらない、どうする、検討課題やし、対策委員会での諮問と答申の中身にもよって左右される話やから、ただ、提案するに当たってどうするか決めとかなあかんし、場所的な問題も皆さん地元でよく知ってはるので、どんな感じで行きましようかなみたいな話も踏まえてお話をさせてもうて、中では一応、喫煙所をつくらん方向で行けるんやったらそれでいかれへんかなという話にはなっていました。

○清見委員　ただ、その場所的にそのベストな場所で、ここでこの降りたところですぐ看板をつくられますけどね。路上。

○都島区小田課長　予定はそうですね。今ちょうど缶々を置いてるところあたりに思っています。

○清見委員　ここで吸われへんなと思ったとき、ここに喫煙所があったほうがベターはベターですよ。その辺、協議会さんがあくまでもと言ってはるのか。大阪市さんがベストのことを考えてつくられるのかという。

○都島区小田課長　そこのところは、委員会からの御意見をいただいて盛り込むと

いうことは余地としてはあるかと思いますが、ただ、場所の設置の問題と設置の可否みたいな可能性の問題と、あとはそのスケジュール感の問題の中で考えていくと、多少検討はせないかなのかなと思ったりはしますけど。

あと経費、これは大きい話になるかと思いますが、その辺も踏まえてトータルで継続的にうちのほうで検討を続けるということにしていかないかなのか、それがあってという話になるのかみたいなところによって、動きが変わってくるかなというふうには思います。

○山西委員長　　その他御意見ございますでしょうか。

吉田委員。

○吉田委員　　小田さんの御説明である程度、理解も進んだんですけども、仮にですよ、じゃあ、課題とおっしゃったんですが、その喫煙場所がやっぱりどう考えてもできへんと、できへんけども禁止区域は定めようということをや地元も含めて望んでおられるのか、その点はいかがなんでしょうか。

○都島区小田課長　　喫煙所をつくるつくらないということと、禁止地区というのは、一体ものでありますけども、ちょっと違う部分もあるかなというふうに思います。要は、ここを空気のきれいな町のエリアにしたいという思いはあります。喫煙所に関しては、できることなら空気のきれいな場所をつくるねんから、ないほうがいいよねっという話になってる経過があるので、それはそれとして、検討してほしいということやったら、そこはうちがもう一度、協議会へ持って帰って、地元と話をするというような形になりますし、あとは、こんな言い方をしたら非常に失礼な言い方になるが拘束力も含めてどうなのか、僕もちょっとわかってないんですけど、やっぱり地元さんの協議をもって、その上で答申がこういう形で出ているので、それに沿った形を反映しながら、地元の意見を最大限落とし込めるところへ落とし込んでいくみたいな協議はしていかないかなのかなというふうには思います。ただ、先ほどの経費の問題と期間の問題と、いろんな条件が出てきますので、それをスケジュールの中にはめ込むのか、

スケジュールを外れてもはめ込むのかみたいなどころ辺の調整みたいなのもしていくことは可能、できないことはないかなというふうに思いますけど。

○吉田委員　先ほどバランスの話も出ましたんですけども、前回の答申でもやっぱり禁止区域を指定することは方向性としてはいいんですけども、やはり吸う方の権利であったり、その部分はやっぱり確保すべきじゃないかなという思想があるわけなんですよね。私は先ほど申し上げましたのも、今回のパブコメを見てもやっぱりそれを主張されている方もいらっしゃるんで、それを覆すだけの根拠はないとするならば、やはり基本はやっぱりそういう方向性を限りなく模索されるべきじゃないかなという気はいたします。問題は、その結果どうしてもやっぱりできひんかったと、そうなったときにできひんかったんだけども、やっぱり禁止区域はするよということなのであれば、このエリアの範囲も考え直さないといけないんじゃないかなという気がします。やはりこれだけ広範なエリアで、全面的に吸う場所がないといったときに、禁止行為そのものの実行性が果たして担保できるのか。あとは、ここに地域住民だけじゃなくて、その流入人口も入るわけですよ。そういう方々のことも考えた場合、もし、喫煙場所ができなくて禁止区域をやっぱり定めざるを得ないんであれば、エリアそのものを見直すべきじゃないかな、そういう考えを持っております。

○山西委員長　ありがとうございます。どうですか、ちょっと一度、恐らく8月の終わりから9月にかけて次の委員会が設定されるというスケジュールになろうかと思うんですけども、もし可能であれば、それまでに一度、参加できる委員で、清見委員がもう事前に見ていただいているわけですけども、私、委員長も含めまして、一度見ながらざっくばらんに、こういうのやったらできるのと違うのとか、こういうものでつくったら予算的にも大丈夫だろうし、PR的にもすごくよくなるよねとか、ただし、どこ見てもこれは無理やねとか、そうするとこんなに吉田委員が言われたみたいに、広い区域の禁止地区を指定するのはどうだとか、そういうことを現地を見ながら一度、ぜひやってみたいなというふうに思うんですけども。もし、御異論がなければ、そう

いう形で一度、事務局のほうに日程調整をしていただいて、それを踏まえた上で次の委員会で再度、議論をさせてもらうということではいかがでしょうか。よろしいですか。

清見委員。

○清見委員　その次回の委員会っておっしゃいましたけど、次、答申が出されるんですか。

○金箱課長　本日の議論とか今、委員長がおっしゃったことを含めまして、当然、スケジュールとしては、次までに答申案というたたき台をできればありがたいなど。だから、そのたたき台を出したところでもう一遍、次の委員会で議論いただいて、これが答申として最終成案になるのか、それとも修正せなあかんのかという議論をいただければ、ありがたいなというスケジュールは考えております。

○清見委員　ただ、もう1回ここの喫煙場所について、もまないといけないので、結局、委員会はもう1回ふえる形になりますよね。

○金箱課長　だから、そういう形をとるのか、それとも今日意見が出まして、委員長もおっしゃっていただいた部分を含めてやった上で、こういう案でどうですかという事は、各委員に事前に御説明した上で、次の審議会で話ができるのか、それとももう1回、延長するのかなというのを考えておりますけど。

○清見委員　僕としては、もう1回延長していただいたほうがありがたいですし、もう一つ御提案なんですけども、僕も業界の人間なので、喫煙場所とかいろいろ見たりはする機会は非常に多いんですけども、次の委員会ではメーカーさんにこういう喫煙所があるとか、こういうやり方ができるとかっていうので、参考人みたいな形で御招致するというのは難しいですか。

○山西委員長　例えば、その候補者とかその方の具体的にこの人がいいんだけどもという人は、清見委員に。

○清見委員　基本的にはJTであろうとフィリップモリスであろうと、ラクであろうと、来い言えば来させますし。

○山西委員長　その清見委員の意見も踏まえた上で、次回の委員会で答申案、答申意見が決まるのか、答申が決まるのか、決まらないのか、やっぱり中身の問題で、皆さんとそれを議論した上でないと無理なので、次の委員会を開いて、そこで意見が決定するのか、再度開かないといけないのかは、その内容次第だと思いますので、それは納得いかない意見を委員会の意見として出すわけは全く、それは不可能ですので、意見としては我々委員会ですので、そこは継続を前提とか、継続をしないことを前提という前提自体を外して、必要な委員会は必要なときに開いていくということでしょうか。

それを前提として、次回の委員会までに一度、もちろん大阪市都島区のほうからの人も御一緒いただいて、いろいろ現地で説明を受けながらまた、意見を言いながらという機会を設けたいと思うんですけど、そういう方向で進めさせてもらっていいでしょうか。

じゃあ、そういう形で次回委員会とともに、その委員会の前に一度、現場で、現地を見ながら、また、説明を受けながら、意見を言いながらという場をつくるという形で進めさせていただきたいと思います。

○清見委員　あと、委員会でメーカーから説明させるというのは。

○山西委員長　それも委員長の意見としては、いろんな人の意見を聞くべきだというふうには思ってますので、ここに来て意見を言ってもらってもよし、資料としてこういうものを提供するという形で足りるのか、どうか。

○清見委員　あんまりしゃべられるのも何で、資料と何かあったときに答えてもらうかぐらいでいいと思うんですけど。

○山西委員長　そういう形でも可能であるなら、ぜひ次の委員会までに事前に資料とこういう人が来て、質問があれば答えてもらえるという形で用意していただければ、皆さん、それも検討しながらという形で。できれば早くそういうのをもらえれば、現地に行くときにそういうのも見ながらできれば、最もスムーズに行くのかなと思います。

すので、ちょっとそれは日程調整とタイムの問題がありますので。また、よろしくお願ひいたします。

そしたら、まだまだ意見いろいろあると思いますが、この件に関してはこの程度に、次回の委員会でということ。

続きまして、たばこ市民マナー向上エリア制度の活動報告について、事務局のほうから御説明お願いできますでしょうか。

○金箱課長　それでは、資料、先ほどの簿冊の18ページ以下でございます。

前回の対策委員会では、このたばこ市民マナー向上エリア制度の活動報告24年度の分しかつけさせていただいておりませんでした。遅まきながら、25年度分がまとまりましたので、ここに付けております。活動内容につきましては、前回24年度の報告をさせていただいた、いわゆる啓発活動、それから、それぞれの清掃活動というのと、ほとんど同じような形になっておりますけども、後ほどまた、御一読いただければありがたいと思いますので、事務局からは以上でございます。

○山西委員長　ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次に移らせていただきます。その他ということで、事務局のほうで何かございますか。

○金箱課長　先ほどいろいろと貴重な御意見をいただきまして、委員長からも御指示ありましたとおり、次回の審議会、対策委員会は、8月末か9月の上旬にまた、日程調整させていただきますが、それまでに都島区の現地を私ども事務局と都島区、それから可能な委員の皆様で現地確認をするということで、日程調整のほうに入らせていただきたいと思いますので、対策委員会の日程調整等。

○都島区小田課長　済みません、現地視察されるのでしたら、かなうんやったら地元の方も一緒に回らせてもらってもよろしいですか。

○山西委員長　もちろん、そのほうが参考になると思いますので、可能であれば、

ぜひお願いいたします。

○金箱課長　それも含めまして、日程調整に入らせていただきたいと思いますので、なお、その点だけ事務局からお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○山西委員長　以上のようなことで、次回委員会において、答申案をそれまでに出した上で、委員会で検討できるのか、それとも、まだそれには時期尚早なのかということも、現地の検証を踏まえた上で判断していきたいと思いますので、もし、答申案ができて、皆さんで議論できるならば、答申案についての議論をするという形になりますし、まだまだその前に議論しておかないといけないことがあるというのであれば、そういうことを課題にした上で、次の委員会をさせていただきたいというふうに思います。

以上で本日の委員会については審議しておくべきことは以上かと思いますが、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

清見委員。

○清見委員　1点ちょっとお話を、監視員の件なんですけども、皆さん、京橋の地元と一体となってやらなあかんというので、僕も御堂筋はよく見てるんですけども、やっぱり監視員の方が携帯のごみ箱みたいなので落ちてる灰殻をひらう行為とか、ポケットティッシュをあげる行為とか、過料をするだけじゃなくて、地元をきれいにしているような雰囲気づくりの監視員制度って考えられないのかなという。要は1,000円とるだけというだけじゃないですか。そうじゃなくて、京橋のあの地域をきれいにしているという、気持ち的なものを何か見せれる効果があれば、住民の方もみんな納得して、お金を取られる方も、喫煙される方もやめるというような、僕、御堂筋を見てて、やっぱりちょっとそっけないなということを感じるの。あそこはオフィス街でサラリーマンの方が多いのであれでもいいんでしょうけど、京橋はちょっと大阪らしい、地元のべたな町なので、少しは密着度をアピールできたらいい禁止地区になるのかなと思ってまして、それもやれる範囲で御検討いただければと思います。す

みません、ありがとうございます。

○山西委員長　　その他、委員の方、御意見なりございますでしょうか。よろしいでしょうか。

　　ということでありましたら、本日の議事につきましてはこれで終了という形にさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

○事務局（北野課長代理）　　貴重な御意見ありがとうございました。本日は、山西委員長を初め、委員の皆様方には大変お忙しいところ御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

　　以上をもちまして、本日の大阪市路上喫煙対策委員会終了とさせていただきます。

　　本日はどうもありがとうございました。

**閉会　午後４時２０分**